

意見書

平成 30 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号 107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか2-5-1 エスゲイトあかさかさんのう7かい

住所(所在地) 東京都港区赤坂2-5-1

SGATE赤坂山王7階 (JPNE内)

NGN IPoE きょうぎかい かいちょう いしだよしき

NGN IPoE 協議会 会長 石田慶樹

NGN IPoE きょうぎかいじむきょく

連絡担当者 NGN IPoE 協議会事務局

電話番号 03-5544-8464

電子メールアドレス contact@ipoe-c.jp

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(案)に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>p.09 [第2章 NGNのインターネット接続の接続料(リード文)]</p> <p>現状では、PPPoE方式により76の事業者が接続しているのに対し、IPoE方式で接続しているのは6事業者であり、差が生じている(いずれも直接接続数)。</p>	<p>PPPoE方式とIPoE方式のそれぞれの接続事業者数を報告書に掲載するのであれば現時点の数を事実ベースで記載することにとどめるべきです。「差が生じている」と記載すると「差が生じている」ことに問題があると読者に誤解を与えかねないため適切ではありません。従って次のように修正することを要望します:</p> <p>(修正案)</p> <p>現状では、PPPoE方式により76の事業者が接続しているのに対し、IPoE方式で接続しているのは6事業者である(いずれも直接接続数)。</p>
<p>p.15 [1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化(IPoE接続)(2)考え方 ア 直接接続事業者の上限]</p> <p>NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。</p>	<p>直接接続事業者の上限について、その技術的制約が解決されて緩和可能となった際において、その緩和により、接続料の考え方や接続事業者が接続料として負担するコストの内容が変更される場合には、その変更によるコストが最終的に利用者に転嫁され、利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望します。また報告書に「既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」と記載しておくこと、この事前の協議や検証が不要であるように読者に誤解を与えかねないため、該当部分を削除するべきです。従って、次のように修正することを要望します:</p> <p>(修正案)</p> <p>NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴くことが適当である。</p>
<p>p.30 [第5章 継続検討事項2. フォローアップ事項]</p> <p>本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施し</p>	<p>本研究会では、IPoE方式で接続するVNE事業者の意見が反映されないまま第一次報告書案が作成されるなど、議論が尽くされていなかった状況にあると認識していま</p>

てきた。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような成果を上げることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。

す。本研究会の取り組みにより省令改正等が行われたことが成果(よい結果)につながったのか、拙速な議論となっていなかったか等について、今後検証することが必要だという認識であり、本報告書の掲載事項は事実のみにすべきです。従って次のように修正することを要望します:

(修正案)

本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、改正省令等の制度の改定が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が図られた。このような進捗を図ることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。